

社会福祉法人 葛飾区社会福祉協議会

ボランティアグループ

育成・助成金申請要領

ボランティアグループ育成・助成金の申請受付を下記のとおり行います。

記

「ボランティアグループ育成・助成金」が助成対象とするボランティア活動とは、原則として『自発的な意思に基づき、金銭面でのみかえりを期待しない、他人や社会に貢献する活動』のことをいいます。

1. 対象グループ

- ①ボランティア・地域貢献活動センター（以下「センター」という。）にグループ登録していること。
 - ②区内で活動している、メンバーが5人以上いるグループであること。（ただし、5名以下の場合も活動実績などを踏まえ、判断します。）
 - ③会員のうち、3分の2以上が区内在住であること。（5名以下の場合は2分の1以上）
 - ④センターが実施する事業に参加・協力できること。（ボランティアまつり等）
 - ⑤前年度助成を受けたグループの場合、事業報告等が期限内に完了していること。
- 以上全ての条件に該当するグループを対象としています。
- ※「グループ」とは、法人格をもたない任意団体のことをいいます。
- ※かつしかVネットへの加入をお願いしております。

2. 対象事業、助成金額

助成には、「A区分」と「B区分」の2種類があります。（両方は申請できません。）

区分	A区分	B区分
助成額	上限7万円	上限5千円
対象事業	①団体の学習会・研修活動 ②活動に必要な器具・機材の整備 ③団体のモデルとなる新規活動等 ④団体の広報紙・記念誌等	①消耗品費（印刷用紙等） ②通信運搬費 ③会場使用料 等
その他	・申請する事業の8割を助成額とします。不足分はグループでご負担ください。 ・助成対象経費については、次ページの「助成対象経費の基本的な考え方」をご覧ください。	・活動年数3年未満のグループを対象とします。

【助成対象経費の基本的な考え方】

助成金がボランティア活動の主旨や団体の目的に沿って活用されるとともに、助成金を活用したことで、広く一般区民への還元につながることを。

①助成対象となる経費

経費項目	対象事業・経費の詳細	条件や金額上限等
	毎年実施している事業（常用的なもの）	1 団体につき 1 回まで
	モデル的活動	設立 3 年以内の団体や既存の団体が新規に始める活動に対するもの。
印刷製本費	ニュース等の広報、事業実施のための資料印刷費や記録用写真現像代など	個人に帰属する写真に要する費用は対象外。
備品購入費	事業やグループ活動に必要な物品等の購入費用	同様の物品の購入に関する申請は 5 年間は受け付けない。また、物品の保管に関するものは対象外とする。
使用料及び賃借料	視察研修等におけるバスの借り上げ費用	ただし、2 年続けての申請はできない。
	研修会開催等に伴う会場使用料	会議や事業を行う場合に限る。
報償費	研修会等開催における講師謝礼、	年間 3 万円を限度に助成する。ただし、謝礼金の基準は 1 回 2 時間 20,000 円を限度。
消耗品費	活動に必要な消耗品の購入	1 品につき、1 万円未満の物品に限り、記念品や啓発品、個人の所有物と区別のつかないものは対象外とする。
研修費	団体活動に必要な知識を得るための講座や研修会への参加費	団体の活動に必要な内容とし、年間 30,000 円を上限とする。
通信運搬費	事業の実施に必要な通信費	資料等を送付するための切手やはがき等で、電話回線使用料等は除く。

②助成対象とならない事業や経費

- ・ 営利や販売を目的とした事業
- ・ 特定の個人のみを対象とする事業
- ・ 他の団体等に対する単なる補助金の交付と思われる事業
- ・ 常用的な事業（毎年実施している事業で過去に助成金の交付を受けた事業）
- ・ 会員の人件費や交通費、食料費など

3. 提出書類

- ①ボランティアグループ育成・助成金交付申請書（様式第1号）
 - ②事業計画書兼予算書
 - ④団体紹介（活動内容・活動実績）
 - ⑤器具・機材を購入する場合、見積書の写し（コピー）
 - ⑥会員名簿・会則・定款等（ボランティア登録時、提出済みの場合は省略可）
- ※データで申請書類を渡すこともできます。

4. 申請期間・応募方法

申請書受理後から12月27日（金）まで
センターへ直接持参か、郵送

5. 審査結果

- ◎交付決定通知書（様式2号）または不交付決定通知書（様式第3号）により
随時お知らせします。
- ◎31年度の予算額は79万円です。ただし、申請グループが多く助成金総額が予算超過
の場合は、申請金額より減額する場合があります。
- ◎審査内容や結果に関する問い合わせには応じられません。

6. 助成金の交付

助成金については、交付決定後、請求に基づき指定された銀行口座へ振り込みい
たします。

7. 事業の周知と成果の発表

助成決定グループは、事業を実施する際には、助成を受けた事業であることを必
ず周知してください。（周知していない団体が非常に多いです。）

（例）学習・研修活動の場合は、チラシやレジュメに明記する。

器具・機材の購入の場合は、「助成事業で購入した」旨のシールを貼る 等

また、その事業成果について葛飾区社会福祉協議会のホームページ等で成果発
表を行います。

8. 事業報告

事業終了後、2020年4月3日（金）までに事業実績報告及び精算書等を提出し
てください。

（但し、助成金に残金が生じた場合は、2020年3月13日（金）までに精算）

なお、前年度の事業報告が、期日までに提出されていない団体は助成対象外となります。

9. 個人情報保護に関して

この「ボランティアグループ育成・助成金」に関して取得する個人情報は、本事業に関
する業務のみに使用し、その他の目的では使用しません。

1 0 . 実施する事業の参加協力

助成決定グループには、センターの開催する各種イベント（ボランティアまつり等）、講座に参加・協力していただきます。

ボランティアまつりは11月17日（日）に開催予定です。約3ヶ月前から始まる実行委員会及びおまつりへの参加をお願いいたします。

また、ボランティア団体及び個人間の連絡網を作り、必要または緊急時など「かつしかボランティアセンター」からの協力要請があった場合に活動や協力を行う「かつしかVネット」への加入をお願いしております。

1 1 . お問い合わせ

ボランティア・地域貢献活動センター

葛飾区堀切3-34-1 ウェルピアかつしか1階

電 話：5698-2511